

印鑑登録・印鑑登録証明書にも旧氏(旧姓)が併記可能に

現在、本人の申し出によって住民票とマイナンバーカードに旧氏(旧姓)が併記できますが、7月1日からは印鑑登録や印鑑登録証明書にも併記できるようになります。

詳細

- ・旧氏(旧姓)を用いて印鑑登録ができます。
- ・印鑑登録証明書に旧氏(旧姓)を併記することができます。

旧氏(旧姓)とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏は、その人の戸籍、または除かれた戸籍に記載されています。

手続きに必要な書類

- ・旧氏(旧姓)が記載された戸籍謄本など **旧氏(旧姓)が記載されている戸籍から、現在の氏が記載されている戸籍までの全ての戸籍謄本が必要です。**
- ・印鑑 ・マイナンバーカード
- ・運転免許証などの本人確認書類

参考 住民票/マイナンバーカードに記載できる旧氏(旧姓)

- ・戸籍謄本などに記載されている過去の氏から1つ選び、併記できます。
- ・一度記載された旧氏(旧姓)は、婚姻などによって変更されても引き続き併記できます。(直前に称していた氏に限る)
- ・転入/転出しても引き続き併記できます。
- ・必要が無くなった場合は旧氏(旧姓)を削除できます。旧氏(旧姓)を削除した場合、その後、氏が変更されたときに限って、削除後に新たに生じた旧姓のなかから1つを選んで、再び併記することができます。

旧氏(旧姓)併記の制度について

総務省のホームページに詳しく掲載されています。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daiyo/kyuuji.html



閩住民保険課 住民係 ☎ 286 - 3112

復興レポート 光 ✨ REPORT

今月号のレポートは、益城中の復旧工事を取り上げます。

益城中は、熊本地震で被災し、現在、建て替え工事が行われています。そのため、生徒たちは、仮設校舎での授業を余儀なくされています。

令和3年度から生徒たちが新校舎に通えるよう、今年度末の完成を目指して工事が進められています。



1 完成イメージ図 2 3 5月8日現在、基礎工事中 4 仮設校舎 5 旧校舎解体(平成30年11月)